

松浦市監査公表第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、定期監査を実施したので、同法第199条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

平成30年8月9日

松浦市監査委員 守山 秀利
松浦市監査委員 神田 稔

監査結果報告

1 監査の種別 定期監査

2 監査の対象 福島支所市民課

3 監査の期間 平成30年6月29日から35日間

4 監査の範囲及び方法

平成29年度（平成30年3月末まで）の財務に関する事務の執行が法令等に基づき適正かつ効率的に行われているか次の事項を主眼として、あらかじめ提出を求めた資料に基づき、関係帳簿及び書類等を調査し、担当職員の説明を聴取。また現地調査を行うなどの方法により監査を実施した。

【着眼点】

- (1) 収入事務が適正に行われているか。
- (2) 旅費に関する諸帳簿が整備されているか、違法な支出がないか。
- (3) 契約事務は適正か。
- (4) 文書件名簿等備付諸帳簿がきちんと整備されているか。

5 監査の結果

今回の監査の結果、事務処理について次のとおり不備が見受けられたので十分注意の上、適正に処理されるよう要望する。

(1) 文書件名簿について

- ・ 収受した文書の日付が漏れているものが多数見受けられた。
- ・ 依頼文書を受け取った時に受付をせず、処理するときに文書件名簿に記載したものが見受けられた。
- ・ 処理欄に記載のないものが、多数見受けられた。

(2) 文書発送簿について

- ・ 訂正印の押印がないものが見受けられた。
- ・ 公用文書でない事務局をもつ区長会の文書を市の後納郵便で発送していた。（後に切手で返還。）

(3) 郵便切手受払簿について

- ・ 後納郵便で発送した区長会の郵便料金を切手で受領していた。

(4) 時間外等勤務命令について

- ・ 命令権者の訂正印が必要なところに他者の訂正印を押印したものが見られた。

(5) 出張命令書（控）について

- ・ 他課の予算で出張した分しかないという事で控えが存在しなかったが、支所長が命令したものであれば、控えは保存されたい。

(6) 出張復命書について

- ・ 他課の予算で出張した分であっても、控え（コピー）という形で残されたい。

(7) 委託業務契約事務について

- ・ 文書件名簿に、処理の記載がないものが、多数見受けられた。
- ・ 起案文書に文件番号・施行年月日のないものが多数見受けられた。

(8) 公有財産の使用許可について

- ・ 起案文書に施行年月日の記載がないものが見受けられた。
- ・ 公有財産貸付申請書に使用期限が入っていないにもかかわらず受理しているものが見られた。（受付印の押印もなく、同じものが2通存在する。）

(9) 指定管理に係る協定書について

- ・ 起案文書に文件番号・施行年月日の記載がなかった。

(10) その他について

- ・ 昨年の行政監査の指摘事項のその後の状況について
通帳と印鑑の保管場所や、同一人管理について、直ぐに見直せるものについては見直し済み。今後、会計事務規程を整備されたい。また、可能な限り外郭団体への管理移管に努められたい。
- ・ 現地視察で確認した施設について
きれいに清掃され住民の方が大切に利用されていると感じた。

原区集落センター： 施設の白蟻被害がかなり激しい。内部は分からないが、表面からでも施設の1／2以上が浸食されていると思われた。鉄筋構造なので倒壊することはないだろうが、建具など木造部分の浸食が激しい。2年前(H28年度)に雨漏りから白蟻被害が確認され、地区から改修に係る補助の要望があつていているということだが、時間が経てばたつほど状況は悪くなり、費用が膨らむ一方である。このままでは、建て替えが必要になるのではないか、早急な対応をとられたい。

ふくざき会館： 福崎地区の区長代理が視察に立ち会われ、2年前から身体障害者だけでなく利用者全体の高齢化もありトイレのバリアフリー化をしたいので、改修工事の補助要望をしているという話をされた。必要な改修と思われる所以、対応を検討されたい。

6. 改善措置の状況通知について

本公表の指摘事項について、その改善措置の状況及び結果を平成 30 年 8 月 24 日(金)までに文書により報告されたい。